

夜間学校 ニュース

1989年 2月 10日
西成区萩之茶屋2-8-9
旅路の里気付
釜ヶ崎夜間学校

在日朝鮮人・韓国人・中国人の
指紋押なつ拒否断固支持！
定住外国人に市民権を！

いそがしいのはいいが

使い捨てはゴメン！

知恵 何とかの 三人よれば

みんなの 会館
みんなで つくろう

毎週金曜日
夜七時より
市民館三階

釜ヶ崎夜間学校

西成労働福祉センターが把握している求人数が、過去に見られない高い水準になってきているそうだ。マア、数字を聞かなくても仕事量が多いいことは、早朝のセンターの様子をみればよくわかる。賃金を上げていたりところも増え、コーヒーや酒のサービスもある。

この傾向は、三年や五年は続くといわれている。全国的に人手不足というわけだ。関西財界のオエライさんたちは、そこで、外国人労働者をうまく使う方法を考え、提案している。いわく、共同出資で人材派遣センターへようするに人を出しだすをつくり、外国

からの出稼労働者は、そこに登録、仕事を紹介されて現場に行くようにし、紹介手数料は求人側からもらう。賃金などの条件は、日本人とかわらないものとする。しかし、そんな会社をこしらえて、仕事がなくなるとときには、どうやってメンドウをみるのだろうか。釜ヶ崎で、相対方式なんていいかげんなものを野放しにしているのも、仕事の無い時にメンドウみきりない、使い捨てにしたいいからではないか。仕事のある時、ない時だ

仲間の死

本籍（自称）大分県中津市豊田町3番地の9、住所大阪府西成区萩之茶屋1-3-12市住10階20号、氏名自称飯田朝信、51歳の男性、遺留金品現金21,900円、眼鏡。右の者は、昭和62年8月24日午後10時55分頃、萩之茶屋1-3-12市住西側路上にて発見されたもので、同日午後10時50分同所において飛び降りによる胸部内臓破裂のために死亡したものと推測される。身柄引取人不明につき、凶破斎場にて火葬に付した。

けの話ではない。
左下の新聞記事を読んで
もらいたい。

もう一つよく判らないと
ころがあるが、取合を通じ
て全国のトンネル工事で働
いた人達が、その時の労働
環境の悪さから肺を悪くし
たとして、当時、その人た
ちを使った建設会社に対し
て損害賠償を定める裁判を
おこなったというものだ。
多分、取合を通じた出稼
ぎで、作業内容や現場、元
請などが、役所の方でも把
握しやすいところから、
じん肺法の適用が受
けられ、また、それを根
拠とするので、今回の提
訴という事になったの
だろう。

日雇の場合はどうだろ

う。
現在、モリソン・ソーマ
ン社は、大阪府、市と建設
、土木業界の三者が金を出
している。

行政は、福利厚生資金と
いい、業界はたんなる寄付
という位置付けをし
ているようだが、とんでも
ない話で、我々からいわせ
れば、我々が働いて貢献し
たことに対する後払賃金的
なもので、支払は当然であ
るし、金をすぎるといふこと
になる。

ゼニ・カネだけの話
ではない。行政や業界
は、我々日雇との直接
のつながりを認めなが
らないし、なるべく、
狭めるにしても、自分
達の善意でやうしてい
るのだというスタイル
をとりたいがる。そやは
なるべく安くあげよう
としてのことだ。

日雇との関わりを認
めれば、左の記事の上
うな問題がゴロゴロで
てくることを彼らは知
っているからだ。
長年の労働から体を痛めて
いるのは、なにも四国の出稼
労働者だけの話だけではない。
出稼労働者も、日雇も働いてい
る現場は同じだ。日雇は、働いて
た現場を証明しにくいし、元請
も確認しにくい。しかし、なが
らいて、出稼労働者と同じ
論理が、我々日雇にあてはまら
ないという事にはならないだ
ろう。

一九八九年一月三十日
議があり、四国じん肺弁護団
(団長・林伸彦弁護士、十四
人)も発足した。

大阪府労働部のアンケートは
こういうたこにも答えるもの
だ、たのたろうか。

四国のじん肺患者54人 50社に「20億円償え」

出稼ぎ労働者 3月27日提訴

高度経済成長期に新幹線や自
動車のトンネル工事などで、
全国各地の現場を渡り歩くと
に「じん肺」になった四国の出
稼ぎ労働者五十人あまりが、
「原因は会社が適切な安全衛生
対策を怠ったため、数社にわ
たる雇用主に連帯責任がある」
などとして、大手建設会社など
約五十社を相手取り、総額約二
十億円の損害賠償を求め訴訟
を三月二十七日、徳島、高知、
松山の各地域へ一斉に起こすこ
とを二十九日決めた。
訴えを起すのは、山陽新幹
線や中央自動車道のトンネル工
事に携わった香川県木田郡三木
町、無職Aさん(60)ら遺族二人
を含む五十四人。このうち三十
一人(遺族二人)が徳島で提
訴、愛媛、高知は各十人あまり
になる予定。二十八、二十九の
両日、徳島市内で合同弁護団会

このことは、外国人
出稼労働者についても
同じようにいえること
だ。
徳島の原告団は、じん肺法に
基づく労災保険の適用を受けて
いる重症患者十九人と、労災の
適用を受けていない中、軽症の
十二人。いずれも四十八歳―七
十歳の男性で、昭和三十一―五十
年代に高速道や新幹線、地下鉄
などのトンネル建設現場で就
労。狭い場所での掘削作業で長
期間、粉じんを吸い続けた。
賠償請求額は一人当たり三千
―五千万円となる見通し。訴訟
では、各雇用主の責任について
「作業場に充満した粉じんを取
り除いたり、作業員に防じんマ
スクを着けさせたりする防護措
置や安全教育などの対策を怠っ
た」としたうえで、「一カ所だ
けの短期間の作業でじん肺にな
らなくても、雇用主には、現場
を渡り歩く作業員の発病を十分
予測できた」と指摘。十数社の
雇用主には、総体として連帯責
任があると主張することにして
いる。
全国じん肺弁護団(事務局・
東京都新宿区、事務局長・山本
尚行弁護士)によると、今回の
ように集団訴訟で、企業側の連
帯責任を追及するのは初めてだ
という。